



飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和5年7月20日(木)
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階会議室
出 席 委 員	14名(仮1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14番)
欠 席 委 員	0名()
議 事 日 程	<p>第1 議第1号 会長並びに会長職務代理の選出について</p> <p>第2 議第2号 議席の決定について</p> <p>第3 議第3号 議事録署名委員の指名について</p> <p>第4 議第4号 飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>第5 議第5号 農地法第3条に基づく許可申請について</p> <p>第6 報告事項</p>
出席した者の職氏名	事務局長 澤田 和彦 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	<p>ただ今から令和5年度第4回飯南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(まず初めに、町長から農業委員に任命書の交付があり、その後、町長からあいさつ、事務局から自己紹介、委員から自己紹介がなされた。</p> <p>続いて、事務局から飯南町農業委員会総会議規則及び飯南町農業委員会規程の説明がなされ、その後、出席委員14名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われ、町長により総会が進行された。)</p>
議長	それでは、議事に入ります。
事務局	<p>議第1号 会長並びに会長職務代理の選出について</p> <p>議第1号 会長並びに会長職務代理の選出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議第1号 会長並びに会長職務代理の選出について、農業委員会等に関する法律第5条第2項及び第5項の規定に基づき、飯南町農業委員会の会長並びに会長職務代理の選出を行います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>会長並びに会長職務代理の選出について、まず、会長に立候補される方はおられますか。</p> <p>(立候補なし)</p>

議長	<p>挙手がいせんので、選考委員会を設置して会長並びに職務代理者を選出させていただきます。</p> <p>選考委員は4名とさせていただきます、頓原地区から2名、赤来地区から2名選出いたします。事務局で選考委員を選出するくじを引いてください。</p> <p>(くじ引きの結果、頓原地区から仮議席番号2番・3番、赤来地区から11番、14番の委員が選出された。)</p>
議長	<p>仮議席番号2番、3番、11番、14番の方を選考委員とさせていただきます。皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、選考委員の4名は事務局長と別室へ移動ください。残りの皆様はしばらくお待ちください。</p> <p>(別室にて選考委員会が開かれた後、選考委員及び事務局長が復席)</p>
議長	それでは、事務局より選考委員会の結果報告をお願いします。
事務局	<p>選考委員会の選出協議の結果をご報告します。会長には今岡和登委員の選出がありました。農業委員を再任されており、これまでの総会及び活動への出席回数など顕著であり、また前会長としての経験値などを考慮された結果です。</p> <p>会長職務代理者には、三島諭委員の選出がありました。この度、推進委員から農業委員に再任されており、これまでの総会及び活動への出席回数など顕著であることなどが考慮された結果です。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から選考委員会の結果報告がありました。</p> <p>選考結果に従い、会長に今岡和登委員、会長職務代理に三島諭委員で決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、会長は今岡和登委員、会長職務代理は三島諭委員と決定しました。3年間よろしくお願いたします。</p> <p>以上をもちまして、町長が務める議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。一旦、事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>塚原町長ありがとうございます。なお、町長は所要がございますので、ここで退席されます。</p> <p>先ほど決定されました今岡会長は、会長兼議長席へ移動をお願い</p>

	<p>いたします。</p> <p>(町長退席し退場、会長議長席に移動)</p>
事務局	<p>それでは、先ほど就任されました今岡会長、三島論会長職務代理から挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>(今岡会長、三島会長職務代理から挨拶がなされた。)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここからの進行は今岡会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事を続けます。</p>
議長	<p>議第2号 議席の決定について</p> <p>議第2号 議席の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議第2号 議席の決定について、議席は飯南町農業委員会総会会議規則第8条により、予めくじで定めることとなっておりますので、この後くじで決定させていただきます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>議席の決定は、会長を14番、会長職務代理を13番とし、その他12議席を抽選棒により決定したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは只今から抽選を行います。仮議席順1番から抽選し、その折、事務局が番号を発表します。</p> <p>(仮議席の1番から抽選が行われ、議席が決定した。)</p>
議長	<p>それでは、机の番号はそのまま、先ほど事務局が発表した番号の席にご移動をお願いします。</p> <p>(抽選により決定した議席へ移動)</p>
議長	<p>それでは、議事を続けます。</p>
議長	<p>議第3号 議事録署名委員の指名について</p> <p>議第3号 議事録署名委員の指名について、飯南町農業委員会総会規則第13条第2項に基づき、1番委員、2番委員を指名します。よろしくお願ひします。</p>

議長	<p>議第4号 飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>議第4号 飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。</p>																		
事務局	<p>議第4号 飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、飯南町農業委員会会長が飯南町農地利用最適化推進委員を委嘱します。</p>																		
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、意見、質問等ありませんか。</p> <p>(意見なし)</p>																		
議長	<p>意見がないようですので、裁決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>																		
議長	<p>挙手全員ですので、議第4号は原案通り可決いたしました。</p>																		
議長	<p>議第5号 農地法第3条に基づく許可申請について</p> <p>議第5号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>																		
事務局	<p>議第5号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。</p> <p>受付・申請番号233-6号</p> <p>譲受人の住所氏名 </p> <p>譲渡人の住所氏名 </p> <p>申請の土地</p> <table border="0"> <tr> <td>現況地目</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>登記簿地目</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>合計面積</td> <td>3,536㎡</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>所有権移転</td> </tr> <tr> <td>対価</td> <td>贈与</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>許可の日から永久</td> </tr> <tr> <td>譲渡理由</td> <td>高齢により耕作を行うことが出来ず、に贈与したい。</td> </tr> <tr> <td>譲受理由</td> <td>譲渡人の要望による。</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>-</td> </tr> </table>	現況地目	畑	登記簿地目	畑	合計面積	3,536㎡	種類	所有権移転	対価	贈与	期間	許可の日から永久	譲渡理由	高齢により耕作を行うことが出来ず、  に贈与したい。	譲受理由	譲渡人の要望による。	備考	-
現況地目	畑																		
登記簿地目	畑																		
合計面積	3,536㎡																		
種類	所有権移転																		
対価	贈与																		
期間	許可の日から永久																		
譲渡理由	高齢により耕作を行うことが出来ず、  に贈与したい。																		
譲受理由	譲渡人の要望による。																		
備考	-																		

議長	14ページに位置図をつけていますので、ご覧ください。
議長	ありがとうございました。 このことについて現地確認報告を求めます。
事務局	この度は新任の委員さん多くもおられますので、事務局で現地確認を行っております。 この申請につきましては、本年3月の総会で保留としていた3筆分の再申請となります。位置図を見ていただきますと非農地部分も見られますので、今後、 さんと非農地申請や分筆等の協議を行うとのことで確認を取っております。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員ですので、議第5号は原案どおり可決いたしました。 以上を持ちまして、議案審議を終了します。 続きまして、報告事項に入ります。事務局より説明をお願いします。
事務局	(農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農業経営改善計画の認定について、資料に基づき説明。)
議長	ありがとうございました。 報告事項についてご質問等ございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、報告事項を終わります。 続きまして、協議事項に入ります。
	協議事項(1) 特別委員会の設置について
議長	協議事項(1) 特別委員会の設置について、事務局より説明をお願いします。
事務局	協議事項(1) 特別委員会の設置について、農業委員会に関する法律第6条に掲げる所掌事務を適切に処理するため、特別委員会を設置したいと思います。

議長	ありがとうございました。 このことについて、何か意見はございませんか。
	(意見なし)
議長	意見がないようですので、事務局案がありましたらお願いします。
事務局	事務局案としては、これまでの農業委員・推進委員の経験等を考慮し、広報委員会の委員長に三島信秋委員、小委員会の委員長に中祖勉委員を推薦します。
議長	事務局案の発表がありましたがいかがでしょうか。
	(異議なし)
事務局	それでは、広報委員会の委員長に三島信秋委員、小委員会の委員長に中祖勉委員と決定します。よろしく願いいたします。 委員の構成ですが、三島信委員、中祖委員を除いた1番から5名を広報委員、残り5名を小委員と決めさせていただきます。
	協議事項(2) 地域担当制について
議長	協議事項(2) 地域担当制について、事務局より説明をお願いします。
事務局	協議事項(2) 地域担当制について、農地利用最適化推進委員については募集の段階で各担当地域を定めておりますので、その区域での活動となります。農業委員については出身地区により案として割当をしております。
議長	このことについて、意見、質問等ありませんか。
	(意見なし)
議長	意見がないようですので、このように決定させていただきます。 続きまして、その他として何かございませんか。
事務局	事務局より「農業委員・農地利用最適化推進委員関係周知事項について」、「農業委員会の役割(農業委員・推進委員活動マニュアル抜粋 13p・14p)」、「農業委員会の業務(農地法第3条、第4条、第5条)」、「委員の皆様には総会の場で現地確認報告について」、「全国農業新聞の購読のお願い(農業委員会業務必携抜粋 86p・別紙申込書)」、「農地パトロール・利用状況調査について」、「経営所得安定対策等交付金に係る現地確認について」、「農業委員会用品等配布物について(研修資料、バッジ等)」、「農地機構だより」(しまね農業振興公社)について資料を基に説明がなされた。

議長	ありがとうございました。 その他何かございませんか。
事務局	農業委員・推進委員の身分証明書は、作成完了次第お配りいたしますので、現地調査など活動される時にお使いください。 また、この後、広報・身分証明書に乘せる写真撮影を行いますので、よろしく願いいたします。 最後に、来月の農業委員会ですが、8月25日（金）にこの会場で行います。
議長	ありがとうございました。 その他何かございませんか。 (一同なし)
議長	ないようですので、以上をもちまして総会を終了します。 3年間お疲れ様でした。ありがとうございました。 終了時間 11時30分 会 長 1 番委員 2 番委員